［項を削る。］			
［略］	［略］	［略］	［略］
九州厚生局支部	九州厚生局長	九州厚生局 福岡検疫所（支所、出張所を含む。） 那覇検疫所（支所、出張所を含む。）	福岡県福岡市博多区博多駅前 九州厚生局内
［項を削る。］			
［略］	［略］	［略］	［略］

国立感染症研究所支部	国立感染症研究所長	国立感染症研究所（支所、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所を含む。）	東京都新宿区戸山 国立感染症研究所内
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
九州厚生局支部	九州厚生局長	九州厚生局 福岡検疫所（支所、出張所を含む。）	福岡県福岡市博多区博多駅前 九州厚生局内
九州厚生局沖縄分室支部	九州厚生局沖縄分室長	九州厚生局沖縄分室 那覇検疫所（支所、出張所を含む。）	沖縄県那覇市樋川 九州厚生局沖縄分室内
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

1　この変更は、令和７年４月１日から施行する。

2　変更後の第32条第１項から第３項までの規定は、令和７年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構公告

学位規則第６条第１項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則の一部改正に関する公示

学位規則第６条第１項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則（平成26年規則第１号）の一部を改正したので、学位規則（昭和28年文部省令第９号）第13条第２項の規定に基づき下記のとおり公示する。

令和７年４月24日　　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長　服部　泰直

記

学位規則第６条第１項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則（平成26年規則第１号）の一部を次のように改正する。

第５条中「「審査及び試験」とあるのは「審査」と」の下に「、同規則第７条中「６月以内」とあるのは「９月以内」と」を加える。

附則（令和７年３月４日）

この規則は、令和７年３月４日から施行する。

ただし、改正後の第５条は、令和６年度10月期申請の学位授与に係る審査より適用する。

第51回下水道技術検定実施公告

日本下水道事業団公告第２号

日本下水道事業団法施行令（昭和47年政令第286号）第４条第３項の規定に基づき、下水道の設置等の設計、下水道の工事の監督管理又は下水道の維持管理を担当する者の技術検定を次のとおり実施するので公告する。

令和７年４月24日

日本下水道事業団理事長　黒田　憲司

1　検定の区分

技術検定は、次の表の検定区分に従い、同表の検定技術を対象として行う。

検定区分	検定技術
第１種技術検定	計画設計（下水道法（昭和33年法律第79号）第４条第１項の事業計画及び第25条の23第１項の事業計画に定めるべき事項に関する基本的な設計をいう。）を行うために必要とされる技術
第２種技術検定	実施設計（計画設計に基づく具体的な設計をいう。）及び下水道の設置又は改築の工事の監督管理を行うために必要とされる技術
第３種技術検定	下水道の維持管理を行うために必要とされる技術

2　試験科目及び試験の方法

技術検定は、学科試験により行う。学科試験は、次の表の検定区分に従い、同表の試験科目について、それぞれの試験の方法により行う。

検定区分	試験科目	試験の方法
第１種技術検定	下水道計画、下水道設計、施工管理法、下水処理及び法規	多肢選択式及び記述式
第２種技術検定	下水道設計、施工管理法、下水処理及び法規	多肢選択式
第３種技術検定	下水処理、工場排水、運転管理、安全管理及び法規	多肢選択式